

第9回

農業委員会総会議事録

平成24年3月28日(水)

幕別町農業委員会

第9回幕別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年3月28日（水）午後2時から午後4時32分まで

2. 開催場所 幕別町役場5階会議室

3. 出席委員（24名）

会長	25番	杉坂	達男
会長職務代理者	24番	谷内	雅貴
委員	1番	国枝	隆幸
	2番	香西	浩志
	3番	齊藤	正孝（遅参）
	4番	山田	学
	5番	大道	健實
	6番	小原	喜久雄
	7番	石川	雅洋
	8番	尾藤	欣二
	9番	向井	知己
	10番	杉本	義昭
	11番	鯖戸	英明
	12番	田邊	忠幸
	13番	高橋	秀樹
	14番	鬼頭	良市
	15番	東口	政秋
	16番	蛭原	一治
	17番	森	勤子
	18番	中島	孝
	19番	白木	孝和
	20番	岡崎	稔
	22番	加藤	宏
	23番	齊藤	一男

4. 欠席委員（1名）

21番 宗廣 武夫

5. 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号	平成23年度全道農業委員会会長・事務局長研修会について
第2号	北海道農業会議第76回総会について
第3号	農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第4号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第5号	農地法第5条の規定による許可について
第6号	平成24年度農業委員会予算について

5) 議案

- 第 1 号 財団法人幕別町農業振興公社農用地利用集積円滑化事業規程の変更について
- 第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 号 現況証明について

6) 協議

- 第 1 号 平成 23 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成 24 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について
- 第 2 号 平成 24 年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画の作成協議について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
忠類支局長	細澤 正典
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	廣瀬 紀幸
農地振興係主査	樫木 良美

7. 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項に規定されております、定足数に達しております。ただいまから第 9 回農業委員会総会を開会いたします。
議長	次に会議規則第 13 条第 2 項で定められておりますが、議事録署名委員を議長から指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。 【異議なしの声多数】
議長	それでは、議事録署名委員には 17 番 森委員、18 番 中島委員にお願いをいたします。
議長	次に、諸般の報告を申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、21 番 宗廣委員より欠席する旨、3 番 斉藤正孝委員より遅参する旨の届出がございましたので報告をいたします。
議長	それでは、報告の第 1 号「平成 23 年度全道農業委員会会長・事務局長研修会について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。 (斉藤正孝委員 14 : 03 遅参)
事務局	それでは、私の方から報告第 1 号「平成 23 年度全道農業委員会会長・事務局長研修会について」報告をいたします。

別添資料、報告第 1 号の資料を皆さんの方に配布をしております。

3 月 23 日、札幌市におきまして北海道農業会議主催の「平成 23 年度全道農業委員会会長・事務局長研修会」が開催され杉坂会長と私、事務局が出席をいたしました。

研修会では、農業委員会の適正な事務実施について、農業委員会組織見直しをめぐる動きについて及び平成 25 年度農業施策と予算に関する要望に関する意見の集約について、内容の説明がありました。

協議事項の農業委員会の適正な事務実施については、平成 21 年 1 月 23 日付け農業農林水産省からの通知により、農民目線に立った事務処理の確立のため、標準処理期間の短縮。総会等の弾力的な開催。許可申請書記入マニュアルの作成・周知等、許可事務の迅速化に務めるものとするとしております。

農業委員会としては、1 つ目は、「標準処理期間について」は国から目安として 4 週間と提示されている。2 つ目は、「下限面積（別段面積）」でございますけれども、これの設定している場合は別段面積および設定理由を、設定していない場合はその理由を周知及び公表する事になっております。3 つ目は、農地法第 6 条に基づく農業生産法人事業報告書が提出されていない農業生産法人に対して農業委員会は、文書による催促を行い督促しても提出がない場合は、農地法第 68 条に基づく罰則を適用するための地方裁判所への申し出を検討するものとすると共に、確実に報告を求めるよう努力願いたいとの事であります。このほか、遊休農地・賃借料情報の提供・総会等の議事録の作成と公表について説明がありました。

資料 62 ページをお開きください。

協議事項の「農業委員会組織見直しをめぐる動きについて」であります。平成 21 年改正農地法附則第 19 条第 1 項に、政府は農地制度における農業委員会の果たすべき役割にかんがみ、農業委員会の組織および運営について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第 4 項では、政府はこの法律の施行後 5 年を目途として、うんぬんとあるんですけれども、新農地法第 4 条第 1 項および第 5 条第 1 項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めれるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。と定めております。

昨年 10 月、わが国の食と農林漁業の再生のための基本方針行動計画では、63 ページの中段にございます、下線を引いてある部分でございます。農業委員会系統組織については、遊休農地解消等を含めた平成 21 年の改正農地法の運用の徹底に努め、その状況を見極めた上で組織のあり方について検討するとしております。

全国農業会議所においても農業委員会制度、組織に関する検討会を設置し、現在検討しているところでございます。

65 ページ下のページでございます。65 ページをご覧ください。

次に、協議事項の平成 25 年度農業施策と予算に関する要望の関する意見の集約についてであります。

要望意見の集約につきましては、4 月の地区別会議で意見集約を行い 5 月 22 日の常任会議で要望内容を決定する事にしております。

現段階では、9 項目があります。内容につきましては、今後つめて行くとの事であります。

詳しくは、資料を後ほどご覧を頂きたいと存じます。

以上で研修会の報告とさせていただきます。

議長	ただいま、全道の会長・事務局長研修会についての報告がございました。何か質問ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは、ないようですから第 1 号の報告を以上で終わります。
議長	次に、報告の第 2 号「北海道農業会議第 76 回総会について」は、私の方よりご報告を申し上げます。総会は、去る 3 月 23 日に札幌市で開催されました。総会議案の写しは、お手元にお届けをしてあると存じます。総会前に農業委員 19 名および事務職員 12 名の永年勤続表彰がございました。なお、この農業委員の永年勤続の 19 名、今でもずっとそうでありますけれども 15 年以上の委員さんを永年表彰として定めておりますので申し上げます。次に全国農業新聞普及推進活動が 4 団体が非常に優秀であったというような事で表彰がありました。総会では、議案第 1 号で「平成 23 年度北海道農業会議収支補正予算」が決定され、議案の 6 号では、「平成 24 年度北海道農業会議借入金最高限度額および預入先の金融機関の決定について」を提案されました原案とおり承認をいたしました。なお資料は、8 ページから 11 ページになりますが、議案第 3 号では、「平成 24 年度の北海道農業会議の事業計画」についての重点課題を「新農地制度の着実な実施に向けた取り組み」、さらに「T P P ・ W T O 農業交渉への的確な対応」等、9 項目にわたって 24 年度、強力に推進するということを決断をいたしました。詳しいことは、資料に載せてありますから、どうかぜひ、後ほどご覧頂きたいと思えます。なお今、全道の農業委員会の数は、いくつあるかという事ではありますが、現在 190 市町村が今ありますが、その中で 170 でございます。要するに 20 市町村については、農業委員会が公設されていない、設置されていないという事でもあります。それで、もう 1 つ、予算の関係をお目通しいただくと良くご理解いただけたと思うんですが、我々からこういった形で賦課、そしてそれを納めているかという事ではありますが、これはあのまず 1 つには、各市町村の平均割があります。77,200 円が大きくても小さくても同じであります。平均割であります。さらに、1 丁あたり、1 ha あたり 6 円 14 銭が賦課されております。これが負担金の形で徴収されております。なお今、農業会議は、職員が嘱託を入れまして 17 名の職員の皆さんで構成されております。以上、補足的に申し上げた次第であります。 以上、総会の報告を申し上げました。なにか、ご質問等があれば伺いたいと思えます。ございませんか。 (発言なし)
議長	それでは、ないようですから報告の第 3 号に移ります。
議長	報告第 3 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題いたします。報告第 3 号の 1 番から 6 番まで説明をいたします。
事務局	報告第 3 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書 1 ページから 2 ページまでの 6 件でございます。いずれも書類等が完備さ

	れておりましたので書類を受理いたしました。以上で説明を終わります。
議長	ただ今、報告第 3 号の 1 番から 6 番について、報告をいたしました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとして報告とおり承認されました。
議長	次に報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項 7 号の規定による届出について」を議題といたします。報告第 4 号の 1 番について説明をいたします。
事務局	報告第 4 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出を受理したので報告いたします。案件は議案書 3 ページに記載のとおりでございます。転用目的は、通路として利用のためでございます。なお、受理相当と認められましたので平成 24 年 3 月 27 日付けで通知書を交付しております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの報告第 4 号の 1 番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようでありますから、報告第 4 号の 1 番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。報告第 5 号の 1 番を説明いたします。
事務局	報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可について」農地法 5 条の許可申請について下記のとおり許可をしたので報告いたします。案件は、議案書 4 ページの 2 月 27 日第 8 回総会で審議されました案件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成 24 年 3 月 26 日付けで許可をしております。以上です。
議長	ただいまの報告第 5 号の 1 番について、説明をいたしました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようであります。報告の第 5 号 1 番については、報告のとおり承認をされました。
議長	次に報告第 6 号「平成 24 年度農業委員会予算について」を議題といたします。事務局から内容の説明いたします。

事務局	報告第 6 号「平成 24 年度農業委員会予算について」ご報告いたします。平成 24 年度の予算につきましては、先般、3 月定例町議会におきまして、幕別町の各会計の予算が議決しております。 平成 24 年度の農業委員会予算の歳出は、16,717,000 円で前年と比較いたしまして、1,339,000 円の減額となっております。減額となりました内容につきましては、農業委員数 1 名の減員と、昨年実施いたしました道内研修にかかる経費の減額が主な内容となっております。 次に、平成 24 年度の農業委員会予算の歳入となります特定財源ですが、道からの負担金・補助金・委託金として総額 7,291,000 円、その他の歳入といたしまして農業者年金業務委託手数料が 1,300,000 円の合計 8,591,000 円を歳入の特定財源として計上しております。 歳出予算の主な内容といたしましては、1 節報酬が 11,556,000 円で農業委員 25 名の報酬であります。9 節旅費 1,787,000 円で農業委員 25 名の総会・現地に係る費用弁償が主なものとなっております。また、その他、各節には農業委員会の運営と事務にかかる経費をそれぞれ計上しているところです。 以上です。
議長	はい。ただいまの報告第 6 号で農業委員会予算についてを、説明をいたしました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようでありますから、報告の第 6 号については、以上で終わります。
議長	暫時休憩をいたします。
議長	(農業振興公社職員 14 : 25 着席) それでは、休憩を解きます。
議長	次に議案第 1 号「財団法人幕別町農業振興公社農地利用集積円滑化事業規程の変更について」を議題といたします。事務局から議案第 1 号の朗読をいたします。
事務局	議案第 1 号「財団法人幕別町農業振興公社農地利用集積円滑化事業規程の変更に対する決定について」、農業経営基盤強化促進法第 11 条の 10 第 2 項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農地利用集積円滑化規定の変更について、審議を求めます。
議長	それでは、振興公社から内容の説明をお願いいたします。
公社局長	それでは、議案第 1 号の内容についてご説明をさせていただきます。まず始めに日ごろより財団法人幕別町農業振興公社の行います農地利用集積事業、農村アカデミー事業、グリーンパートナー事業等々に対しまして農業委員各位のご協力を頂いております事を、ここにお礼を申し上げたいと思います。また本日、農業委員会の貴重な総会の貴重なお時間を頂きまして、公社の農地利用集積円滑化事業規程につきましてご審議を頂く事にお礼を申し上げたいと思います。

本日、議案 1 号で審議をお願いしております財団法人幕別町農業振興公社農地利用集積円滑化事業規程の変更につきましては、幕別町農業振興公社につきましては、平成 14 年に民法の規定によりまして、設立されました財団法人でございました。それがですね、この度平成 20 年 12 月 1 日付けで公益法人 3 法が施行されました事から、従来の民法規定により設立されました公益法人につきましては、5 年、法施行から 5 年間の間に公益法人あるいは、一般法人へと移行するという事が必要になって参りました。幕別町農業振興公社といたしましては、農地流動化対策事業ですとか、担い手育成事業など公益目的事業を主な事業として事業を行っております事から公益法人への移行を目指しまして、北海道と協議を行いながら公社理事会にお諮りをさせて頂きまして、昨年 12 月 28 日付で北海道知事に公益移行認定申請を行いまして、今年 3 月 21 日付で公益法人への移行認定がされたところでございまして、4 月 1 日付けで公益法人として登記を行いまして、移行完了となるものでございます。この事から法律に従いまして法人の名称が、これまでの財団法人幕別町農業振興公社から頭に公益を付けまして、公益財団法人幕別町農業振興公社となる事から今回、農地利用集積円滑化事業規程の一部の変更が必要となりますので、今回ご審議をお願いするものでございます。議案に沿いまして説明をさせて頂きますと、財団法人幕別町農業振興公社農地利用集積円滑化事業規程の一部を改正する規定、財団法人幕別町農業振興公社農地利用集積円滑化事業規程の一部を改正する規定の一部を次の様に改正する。題名中、財団法人幕別町農業振興公社を公益財団法人幕別町農業振興公社に改める。第 4 条中幕別町担い手育成総合支援協議会を幕別町農業再生協議会に改める。7 ページの説明資料をご覧頂きたいと思えます。左側が、現行規定でございます。右側が、改正規定でございまして、左側の現行規定の題名中、財団法人幕別町農業振興公社を公益財団法人幕別町農業振興公社に改めるものでございます。それと、第 4 条中左側、現行規定の中では幕別町担い手育成総合支援協議会とありますのを、幕別町農業再生協議会と変更するものでございますが、こちらにつきましては、平成 23 年度より始めました戸別所得補償制度に基きまして、これまで幕別町担い手育成総合支援協議会という名称が幕別町農業再生協議会へと、名称が変更になった事から、あわせて改正をさせて頂くものでございます。なお、附則につきましては、この法律に定める所によりまして、公益法人設立の登記の日から施行する事となっております。予定では、4 月 1 日付で登記が完了するという事になっております。

以上、宜しくご審議のほどお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。説明が終わりましたので質疑を、ありましたら質疑を頂戴したいと思います。ございませんか。

(発言なし)

議長

それでは質疑がないようであります。採決をいたします。議案第 1 号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第 1 号は原案のとおり決しました。

議長

暫時、休憩をいたします。

	(農業振興公社職員 14 : 25 退席)
議長	それでは、休憩をときます。
議長	議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案第 2 号の 1 番、2 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番、2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添、農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番、2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 3 番から 10 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 3 番から 10 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、調査書 2 ページから 5 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
8 番	8 番説明いたします。この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 3 番から 10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 3 番から 10 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号の 11 番から 14 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 11 番から 14 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 6 ページ、7 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足の説明をお願いいたします。
13 番	13 番説明いたします。この案件につきましては、更新でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、問題はないと思います。以上でございます。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 11 番から 14 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 11 番から 14 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 15 番から 18 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 15 番、18 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、調査書 8 ページ、9 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

18 番	18 番説明いたします。この案件につきましては、更新でございます。それぞれの借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 15 番から 18 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。議案第 2 号の 15 番から 18 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 19 番から 22 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号の 19 番から 22 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 10 ページ・11 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
11 番	11 番説明いたします。この案件は、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	はい。質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 19 番から 22 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。議案第 2 号の 19 番から 22 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 23 番から 26 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号の 23 番から 26 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 12 ページ、13 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
5 番	5 番説明いたします。この案件につきましては、今月 23 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 23 番から 26 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 23 番から 26 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 27 番、28 番について説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 27 番、28 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 14 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。この案件につきましては、今月 19 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 27 番、28 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 27 番、28 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 2 号の 29 番、30 番を説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 29 番、30 番を議案書をもとに朗読】

事務局	以上の計画要請の内容は、調査書 15 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
8 番	8 番説明いたします。この案件につきましては、今月 19 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 29 番、30 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 29 番、30 番は原案のとおり決しました。
議長	次に、
17 番	あの。
議長	はい。あの、今の件ですか。
17 番	今の件では、ないんですけども、ちょっと疑問に別件で、基盤強化法及び農地法 3 条調査書の議案番号が違っているようなんですが。 (暫時休憩で、事務局調査書を確認)
事務局	基盤強化法及び農地法 3 条調査書の議案番号が違っていました。ご指摘のとおりでございます。申し訳ありません。訂正をお願いいたします。
議長	よろしゅうございますか。
17 番	はい。
議長	次に議案第 2 号の 31 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 31 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 16 ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
20 番	20 番説明いたします。この案件につきましては、今月 21 日に利用調整を行い、買受予定者の変更に伴った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。宜しく申し上げます。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 31 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 31 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号の 32 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 32 番を議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 16 ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
3 番	3 番説明いたします。この案件につきましては、本来、地区担当農業委員は宗廣委員でございますが利用調整会議に代わりに地区担当委員として、私が出席しておりますので私の方から説明、申し上げます。本件につきましては、北海道農業公社から借受している農地を後継者へ利用権の移転をする案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号の 32 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 2 号の 32 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第 3 号 1 番の説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。去る、3 月 21 日、谷内代理、宗廣委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、どうぞ宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 1 番は原案のとおり決しました。
議長	次の議案第 3 号であります。この案件につきましては白木委員の事案が含まれておりますから、規則により退席をお願いいたします。
	(19 番白木委員退席)
議長	議案第 3 号の 2 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 2 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添農地法第 3 条調査書 2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。 すいません。 すいませんでした。地区担当農業委員からの補足の説明をお願いいたします。

12 番	12 番説明いたします。去る 3 月 21 日、谷内代理、宗廣委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。
議長	議案第 3 号の 2 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 2 番は原案のとおり決しました。 (19 番白木委員着席)
議長	それでは、次に議案第 3 号の 3 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 3 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
22 番	22 番説明いたします。去る 3 月 21 日、谷内代理、宗廣委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 3 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 3 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号の 4 番について、説明をいたします。

事務局	【議案第 3 号 4 番を議案書をもとに朗読】
事務局	農地法施行規則第 23 条の規定により、毎年その農地等の利用状況を報告しなければならない旨の条件を付することとなります。この案件は、別添調査書 4 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項第 2 号・第 4 号を除くすべての各号には該当せず、また農地法第 3 条第 3 項の各号に該当しておりますことから許可要件のすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。
4 番	4 番説明いたします。この本件は、農地法第 3 条第 3 項の規定による農業生産法人以外の法人の賃借権設定の案件でございます。去る 3 月 21 日に小原委員、岡崎委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺の農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 4 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 4 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号の 5 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 5 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 5 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
1 番	1 番説明いたします。この案件につきましては、親から子への使用貸借による経営移譲でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 5 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
議長	【異議なしの声多数】 異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 5 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号の 6 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 6 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
8 番	8 番説明いたします。この案件につきましては、親から子への使用貸借の再設定であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。
16 番	はい。
議長	はい。蛭原委員。
16 番	16 番。この申請事由の中で、農業後継者への使用の再設定っていうのは、どういう意味なのかな。これ、前に何か貸借してるんですよね、たぶん。3 条やっているとしたら、そのまま自動継続なので再設定って事は、ありえないと思うんですよね。解約をしてから、また設定するなら別ですけど。何かこの、ここに意味があるのかなと思ってちょっと。
議長	はい。
事務局	今のご質問にお答えいたします。3 条の賃貸借権につきましては、法定更新という事で、期間を決めても法定更新で更新されて行くのですが、使用貸借権っていうのは、その法定更新っていうのが無くてですね、期間を決めた、その期間になったらその使用貸借権が無くなってしまいうんですよね。なので、合意解約とかはなく。使用貸借権のその期間が来たのもう一回、再設定という形になる。
16 番	うん。それは、わかる。だから前の 3 条の契約が使用貸借が、10 年で期限を切ってるのか、無いのか。
事務局	いえ。切っております。

16 番	切ってあるんですか。
16 番	3 条の使用貸借の時に、この議案の中に期間ていうのは、1 つも書いて来ないですね。書かないでおいて、これが期限があったからってこういう場合に出された時に、ちょっとわからなくなるんですよね。普通は、期限あるものなら書いて出て来るのが議案の出し方だと思うんですよ。
議長	暫時休憩をいたします。 (暫時休憩 事務局で確認)
議長	休憩を解きます。
事務局	この件について、(議案の)様式の中で今の期間については、内部で検討させてもらうという事で、させて頂きたいです。
議長	取り扱いについては、事務局の段階で考えて行きたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいですか。今までのならいだけではなくてですね、これからもう少しわかり良い方向で取り扱いをさせて頂く様にいたします。 何か他に無いですか。 それでは、議案第 3 号の 6 番について、採決をいたします。議案第 3 号の 6 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号 6 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号 7 番から 9 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 7 番から 9 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 7 ページから 9 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
4 番	4 番説明いたします。これらの案件は、財務省所管の普通財産の払下げを受けるものでございます。営農地に隣接した土地であるため、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、宜しく願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 7 番から 9 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の7番から9番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案の第3号10番、11番について説明をいたします。

事務局 【議案第3号10番、11番を議案書をもとに朗読】

事務局 この案件は、別添調査書10ページ、11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。去る3月21日、谷内代理、宗廣委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第3号の10番と11番、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしといたします。よって、議案第3号の10番、11番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第3号の12番について、説明をいたします。

事務局 【議案第3号12番を議案書をもとに朗読】

事務局 この案件につきましては、別添調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。去る3月21日、谷内代理、宗廣委員、事務局とで現地を確認して頂きましたが、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局、説明のとおりですので、宜しくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 12 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 12 番は原案のとおり決しました。
議長	次に議案第 3 号の 13 番について、説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 13 番を議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は、別添調査書 13 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	はい。それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。
22 番	22 番説明いたします。去る 3 月 21 日、谷内代理、宗廣委員、事務局とで現地を確認いたしました。が、周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しく願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号の 13 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第 3 号の 13 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号「現況証明について」を、議題といたします。事務局から議案第 4 号の 1 番、2 番を朗読いたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番、2 番を議案書をもとに朗読】
議長	はい。それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いします。
19 番	19 番説明いたします。この案件につきましては、本来、地区の担当農業委員は石川委員でございますが現地調査当日、都合が付かず代わりに私が現地を確認いたしましたので、説明させていただきます。去る 3 月 21 日、谷内代理、宗廣

委員、事務局とで現地を確認いただき、農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第4号の1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号3番について、説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番を議案書をもとに朗読】

議長

それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件につきましては、現地目確認を目的に証明を求めるものです。去る3月21日、谷内代理、宗廣委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。

議長

はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第4号の3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第4号の3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号の4番について、説明をいたします。

事務局

【議案第4号4番を議案書をもとに朗読】

議長

それでは、
地区担当農業委員から、ご報告をお願いします。

22番

22番説明いたします。この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る3月21日、谷内代理、宗廣委員、事務局と

	で現地を確認していただき農地・採草放牧地以外ということで確認を頂いております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、宜しくお願いいたします。
議長	はい。それでは、質疑を行います。ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしといたします。採決をいたします。議案第４号の４番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしといたします。よって、議案第４号の４番は原案のとおり決しました。
議長	それでは、今から１０分後ですから、５０分まで休憩をいたします。 (１５：４０～１５：５０ 休憩)
議長	休憩をときます。 次に協議案第１号「平成２３年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成２４年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について」を議題といたします。事務局から説明をいたします。
事務局	協議第１号「平成２３年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成２４年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について」えー、この関係する資料でございますが、別添の、別紙１の１、別紙１の２、別紙２になります。別紙１の１につきましては、「平成２３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」案でございます。 別紙１の２につきましては、平成２３年４月に２３年度の計画を立てたものでございます。 別紙２につきましては、平成２４年度の目標及びその他達成に向けた活動計画案となっているところでございます。 農業委員会の活動の目標、活動計画につきましては、毎年、農林水産省が公表しております農地改革プランに基づき、農業委員会が果たすべき役割や活動について目標・計画を設定し、報告することとなっております。本計画につきましては毎年策定するもので、計画終了後は前年度の評価・点検を行うということになってございます。 本日ですね。午前中なんです、三役会議の中で、この別紙１の１、並びに別紙２について、計画という事で協議を頂いております。それを踏まえまして、今回総会に提案をいたし、ご協議お願いするものがございます。 以上です。
議長	ただいま事務局から説明のありました、内容の協議であります。これにつきましては、２３年度に目標したことが、どの様に達成されているか、いう事についての評価、自らの評価ですね。そういう事でありますが、別紙について、そ

	の報告の内容が評価の内容が、それぞれ記されております。今、事務局からも説明がありました様に午前中の三役会議におきまして、この目標は、事務局報告のとおり達成されておるという内容の協議を終えたところであります。ここで総会に、皆さん方にご報告を申し上げて、ご意見を伺いながら、その旨、報告をしたいという風に考えております。 色々と農業委員会が課題となっている様な事については、それぞれ、この中に網羅されております。この近年、特にそういう報告義務等について厳しくなっておりまして、それぞれこんな形で、自らの達成内容を報告するという事業実績をですね、報告するという様な形になっております。 皆さん方から、特にご意見がなければ、この 23 年度の目標とそれに対する点検・評価については、それぞれこの総会で報告のとおりとさせて頂きたいと思いますが異議ございませんか。 (発言なし)
議長	ただいま皆さんのご了解を頂きましたから、23 年度については、目標、それから評価については、皆さん方にご理解を頂いたとおり報告をいたしたいと思いますが、続きまして、「24 年度の目標その達成に向けた活動計画」こういうのを出せという風になっております。当然の事だとは、思いますが、改めて皆さん方にご協議を頂きたいと思います。 お手元には、24 年度の目標計画にそれらの活動の計画についても、届いている事と思います。この事につきましては、23 年度がどうであったかっていう様な事をベースにしました 24 年度の目標になっております。それぞれこの活動の策定については、皆さん方のご意見が必要でございますが、これにつきましても午前中の三役会議では、これらの内容をもって、24 年度は、活動にあたるという様な事を協議いたしました。その旨を、皆さん方のお手元に届けてありますが、さらに皆さん方からご意見があれば、伺いたいと思います。 特になければ、協議第 1 号については、ただいま事務局がご説明をしました内容、お手元にお届けをしました内容、三役会議で協議をいたしました内容をもって、それぞれ決定をする事にさせて頂きたいと思いますが、異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	それではその様に決定をする事といたします。
議長	次に協議の第 2 号「平成 24 年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画の策定協議について」を、議題といたします。これについては、本町の農業委員会の独自の活動計画であります。これについて提案をいたします。
事務局	それでは、協議第 2 号の関係でございます。「平成 24 年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画の作成協議について」ご説明をさせていただきます。 別添、配布資料の 3 になります。配布しています、別紙 3 でございますが、一応 24 年度の活動方針案という形で、作成をしてございます。まだ、これは、

決定している訳ではなくて、今後、中身を詰めて、4月に正式決定をして行きたいという風に思っております。

同じく1ページを開いて頂いて、お開き下さい。「平成24年度幕別町農業委員会の事業計画案」という形で、一応案という形で作成しております。この部分につきましても、ご協議の方をお願いしたいという風に思っております。

活動方針・活動計画につきましては、毎年総会の中で協議をし、作成しているところでございます。協議方法につきましては、これも例年どおりなんですが、3部会に分かれて、協議の方をお願いしたいという風に考えております。協議の場所なんですが、農政部会はこの会場で協議の方をお願いしたいと、農地・畜産部会は廊下を挟みまして議員控室の方で、ご協議の方をお願いしたいという風に思っております。進行につきましては各部会長さんをお願いいたします。記録につきましては副部会長をお願いいたします。協議に当たりましては、お手元の別紙3なんですが、昨年の平成23年度の幕別町農業委員会活動方針・活動計画が記載されて、あの一添付してございます。これを元にして頂きまして24年度の活動方針・活動計画等を協議をお願いしたいという風に考えております。

また、来月4月の総会で平成24年度の活動方針・活動計画について正式決定をしたいという風に考えております。それではですね、各部会で協議のほどをお願い申し上げます。

事務局

それでは、ですね。4時20分まで、ご協議の方を、宜しくをお願いしたいという風に思います。

議長

その前に、ちょっと一言だけ、申し上げたいと思います。これからそれぞれの部会でもって、24年度計画を協議してもらうんですが、昨年お願いを致しております様に、各部会がそれぞれ自ら計画を立案して、実施できる様なですね、研修内容を各部会が、一年に1つづつとこの様にお願いをしまして、今、それが実施の段階になっております。これらも含めましてですね、我々の農業委員会の活動が、ただ数字を見つめ合ったり、このテーブルを挟んで話をするという様な事ではなしに、もっと身の回り、家の周り、地域の周り、そんな事がすぐ目が届く訳でありますから、そういうものがですね、網羅された活動であって欲しいなという風に私は考えております。したがって自分達の、この小さい範囲でなくともっと広い視野の活動の中身も1つご検討、願いたいという風に思う訳です。この間、農政部会が取り上げた問題では、えー担い手対策・農地の流動化対策、これは1つのものだという様な事で各農協からも色んなお話がありました。まーこれらも、我が農業委員会としては、大きな活動テーマとなる訳ですから、1つそれぞれの部会でも、それらに沿ったですね、また活動計画が立てられる様に、特段のお願いをしたいと思います。それでは4時25分、早く終わるのは、終わってもらって結構でございますが、25分まで部会を開いて頂きたいと思います。

それでは、休憩を致します。

(16:05～16:28 休憩)

議長

休憩をときます。

それぞれ休憩中に各部会を開いて頂きました。順次ご報告をお願い致します。最初に農政部会からお願い致します。

農政部会

はい。農政部会の会合の中では、活動方針については全般的に、このとおり

の事でよろしいかと思って、別段、意見はございませんでした。ただ、各部会の中で農政部会で取り組む今後の、自分達の取り組みの中で今現在、担い手、土地の流動化に取り組んで参りましたが、今回の今日だけでは結論には、まだ至りませんでしたので、後日もう1度練り直すという事で時間を頂きたいと思います。

議長 次に農地部会お願いいたします。

農地部会 はい。農地部会と致しましては、今までどおり例年どおりの活動をする。また、その他にこれもうちの部会だけで決めれる問題ではありませんけれども、3部会合同で、5月頃に勉強会をやってはどうかという案として提出したいんです。それと、農政部会との関連もありますけど、その担い手の関係で、どこか公社も含めて、勉強会をしたいなと、視察でもよろしいです。そういう形で、24年度は、進めたいと思っております。

議長 次に畜産部会お願いします。

畜産部会 畜産部会では、1月・2月に幕別町畜産農家の粗飼料自給率のアンケートをいたしました。そのアンケートを主体にして、取り組んで行きたいという事を考えております。周知方法は、ホームページ・農委だより、農委だよりは、ちょっと、11月発行になるという事で、ホームページは、すぐに載せていただけるという事です。その反応を見ながら、対処していくと、何か出てくれば、それにあって対処していきたいという事を考えております。あとは、例年どおりの活動で行きたいと思っております。それから、アンケートの結果は、部会長の方から報告あると思いますので、宜しくをお願いいたします。

議長 以上、3部会から報告がありました。4月の総会までにこれら精査いたしまして、また必要に応じて各部会長さんから色んな意見・調整もさせて頂きながら、総会に諮って事業の内容を決定させて頂きたいと、この様に思いますから、どうか宜しくお願いいたします。

議長 本日予定をしておりまして、案件は、すべて終了いたしました。以上で本日の会議を閉じたいと思います。